

令和6年度 第10回 吉見町農業委員会総会議事録

招 集 期 日	令和 6 年 1 2 月 2 6 日	開 催 場 所	吉見町役場 庁舎 3 階 中会議室
開閉の日時及び宣告者	令和 6 年 1 2 月 2 6 日	午後 1 時 2 5 分	開 会
	同 日	午後 2 時 2 5 分	閉 会
議 長	伊田由夫		

委員応招並びに出席状況

農業委員			農地利用最適化推進委員			【農 業 委 員】 定 員 1 0 名 出 席 1 0 名 欠 席 0 名 【農地利用最適化推進委員】 定 員 8 名 出 席 7 名 欠 席 1 名
番号	氏 名	摘 要	番号	氏 名	摘 要	
1	作 山 公 久	出 席	推 1	千 代 間 功	出 席	
2	田 島 克 美	出 席	推 2	秋 庭 論	出 席	
3	宮 澤 義 和	出 席	推 3	新 島 公 久	欠 席	
4	山 下 正 夫	出 席	推 4	金 子 和 男	出 席	
5	大 澤 明 子	出 席	推 5	大 室 禎 三	出 席	
6	伊 田 由 夫	出 席	推 6	吉 田 和 美	出 席	
7	松 本 眞 一	出 席	推 7	篠 田 邦 広	出 席	
8	福 田 實	出 席	推 8	赤 間 恵 美	出 席	
9	瀬 戸 直 行	出 席				
1 0	小 柳 裕 正	出 席				

出 頭 者			
事 務 局	事務局長 関根正徳	事務局農地係長 吉澤 和巳（説明）	事務局 柴生田 卓（書記）
説 明 者	3 番 宮澤委員	5 番 大澤委員	8 番 福田委員
開会 午後 1 時 2 5 分	事務局長	開会	
	会 長	あいさつ	
	議 長	会議規則により伊田会長が議長となり、出席委員 1 0 名、欠席委員 0 名で会議の成立を宣言する。 なお、推進委員は出席委員 7 名、欠席委員 1 名。	
議事録署名人の指名	議 長	議事録署名人に、1 番 作山委員、2 番 田島委員を指名する。	
議案上程	議 長	第 1 号から第 4 号議案を上程することを諮り異議なく承認され上程する。	
議案朗読説明 午後 1 時 3 0 分	事 務 局	1) 第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 第 1 番の案件については、譲受人が自家消費畑として利用したいため農地を取得する申請であります。 第 2 番の案件については、規模拡大を図るため農地を取得したいとする申請です。 第 3 番の案件については、規模拡大を図るため農地を取得したいとする申請です。 第 4 番の案件については、規模拡大を図るため農地を取得したいとする申請です。 第 5 番の案件については、規模拡大を図るため農地を取得したいとする申請です。 2) 第 2 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 第 1 番の案件については、農家住宅敷地の一部として使用していた土地が農地のままであり、農業経営に必要であることから転用したいとする申請です。 第 2 番の案件については、住宅敷地の一部として使用していたが農地のままであり、今後必要であることから転用したいとする申請です。 3) 第 3 号議案、農用地利用集積計画の決定について議案を朗読する。 この案件は、令和 6 年 3 月 1 日に農地中間管理事業分の機構転貸利用権設定を行うため、今回臨時で町から利用集積計画の決定について意見を求められたものです。 今回申し出があった農地は計 9 4 筆、2 4 5, 5 7 3 m²です。	

地区委員会付託 午後 1 時 3 5 分 再開 午後 1 時 5 0 分	申請の全ての土地が農地中間管理事業であり、農林公社との設定であり、期間が10年と16年4カ月になります。 詳細は事前に配布いたしました農用地利用集積計画明細表をご覧ください 4) 第4号議案、農用地利用集積等促進計画(案)の決定について議案を朗読する。 この案件は、農地中間管理機構が中間管理権を取得した農地を地域の営農者へ集約化して転貸するものです。 今回の計画(案)については、農地中間管理事業により機構が地権者から借り受けた、農地106筆、271,822㎡について配分を行うものです。 詳細につきましては、議案資料のとおりですので、再度確認をお願いします。 議 長 事務局の朗読・説明が終わり、審議を地区委員会へ付託する。 議 長 再開を宣言し、地区現地確認の報告を求める。 第1号議案第5番を東地区が報告願います。 第1号議案第1番、2番、3番、4番、第2号議案第2番を西地区が報告願います。 第2号議案第1番を北地区が報告願います。 2番 宮澤委員 東地区の案件について報告する。 東地区の案件につきましては、12月21日の午後3時30分から担当委員5名で現地確認を行いました。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認について5番の案件について、この案件は、譲受人が経営規模拡大のため農地を取得する申請であり、取得要件等に問題はありませんので、東地区の担当委員としては問題ないと判断します。 4番 大澤委員 西地区の案件について報告する。 西地区の案件につきましては、12月24日の午前9時00分から担当委員4名で現地確認を行いました。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の承認について1番の案件について、この案件は、譲受人が自家消費畑として利用したいため農地を取得する申請であり、譲受
---	--

質疑 午後 1 時 5 5 分	人の取得予定地は、適正に管理され取得要件等に問題はなく、西地区の担当委員としては問題ないと判断します。 第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について 2 番、3 番、4 番これらの案件は、経営規模を拡大したいために農地を取得する申請であり、取得要件等に問題はありませんので、西地区の担当委員としては問題ないと判断します。 第 2 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について 2 番の案件について、この案件は、従前より住宅敷地として利用していた土地が農地のままのため追認するものです。関係書類も添付されており、過去の航空写真でも確認できること。また今後も現況のまま利用したいことから、西地区の担当委員としては問題ないと判断します。 8 番 福田委員 北地区の案件について報告する。 北地区の案件につきましては、1 2 月 2 2 日の午後 4 時 0 0 分から担当委員 5 名で現地確認を行いました。 第 2 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について 1 番の案件について、この案件は、農家住宅の敷地として利用していた土地が農地のままであったため追認するものです。関係書類も添付されており、今後も農業経営を継続するために必要な敷地であることから、北地区の担当委員としては問題ないと判断します。 議 長 報告が終わり、質疑を開始する。 7 番 松本委員 第 1 号議案の 1 番について、譲受人は農機具を所有しているのか。 事 務 局 譲渡人から耕運機を 1 台と鎌や鍬等一式を譲り受ける予定です。 7 番 松本委員 取得後にしっかりと管理するように指導して欲しい。 8 番 福田委員 地域計画策定後に農地中間管理事業における耕作者の変更の手続きを教えて欲しい。
----------------------------	---

午後 2時10分	事務局より説明をお願いします。
その他 午後 2時15分	事務局 1) 市街化区域内農地の転用届出について(報告) ・地目変更 1番 久米田地内 1筆 179㎡ ・所有権移転 2番 東野三丁目地内 1筆 536㎡
	議長 報告が終わり、質疑を開始するが、質疑がないため報告事項を終了する。 その他について、事務局に説明を求める。
	事務局 その他 その他について、資料に基づき説明する。 1) 比企地区協議会「委員の集い」について 2) 令和6年度吉見町農業委員会新年会の開催について 3) 農業委員会クラブ費について 4) 利用状況調査の結果について 5) 農業者年金普及資材について
	議長 その他が終わり、質疑を開始する。
	8番 福田委員 1) 比企地区協議会「委員の集い」は、ここ数年実施されていないが今後どうなるのか。
	事務局 現在、来年以降についても比企地区協議会の事務局からは何も見通し等について話がない状態です。
	8番 福田委員 構成市町村の農業委員会会長と事務局が集まる場所等で今後について検討してはどうか。
閉会 午後 2時25分	事務局 比企地区協議会の事務局にそのように提案します。
	議長 質疑が終わり、次回開催予定 令和7年1月27日(月)午後1時30分開始を確認して閉会する。

その他特に重要と認める事項

上記会議の顛末の記載は相違ないので、これを証するためここに署名する。

令和 7 年 1 月 27 日

議長 伊田由天 

署名委員 作山公久 

署名委員 田島克美 